

昭和 10 年代前半の高畠亀太郎(上)

——高畠製糸について——

川 東 峰 弘

目 次

はじめに

- 1 昭和 10 年
- 2 昭和 11 年
- 3 昭和 12 年
- 4 昭和 13・14 年

は じ め に

前稿では、昭和恐慌期(昭和 5~9 年)の高畠製糸場について見ましたので¹⁾、今回は、昭和 10 年代前半(昭和 10~14 年)の高畠製糸場の動向について見ることにします。

大正 4 年(1915)6 月、製糸業を開始した高畠亀太郎は、第 1 次大戦後の恐慌、不況期を規模拡大・技術革新で乗り切り、また、昭和恐慌期にも破綻に瀕することなく、何とか乗り切っていました。さらに、恐慌下、昭和 8 年(1933)7 月には多条繰糸機使用の新工場も立ち上げ(小岩井式 52 台、繰糸人員 7 月は 65 人)、積極的な技術革新で危機に対応していました。

昭和 9 年 12 月末時点での高畠製糸場は、商工省調査「工場調査票」によりますと、繰糸機 150、再繰機 130、煮繭機 2、蒸気機関 2、電動機 4 の設備を所有

1) 「昭和恐慌期の高畠亀太郎(上) — 高畠製糸について —」(『松山大学論集』第 10 卷 6 号、1999 年 2 月)

し、また、職工数は、男工16名、女工188名、合計204名、事務職員1名、技術員2名であり、作業日数は324日、1日の労働時間は11時間、賃金は、男工1日95銭、女工52銭となっていました²⁾。

この資料で繰糸機150とありますが、それは、第一工場(大正4年6月操業)の普通繰糸機104釜と、第二工場(昭和8年7月操業)の小岩井式多条繰糸機52台の合計と思われます。したがって、9年度の製糸業も前年度と同様の規模で行われています。

ところで、高畠文庫に高畠製糸場の「繰糸女工成績帳」が、一部分ですが、残っています。第一工場分は、昭和4年度が3カ月分(6, 7, 11月), 5年度ではなく、6年~10年度がほぼ全部残っています。第二工場分は、昭和8年7月の操業開始から11年1月まで残っています。

これらのうち、昭和8年度~10年度(製糸年度で6月から翌年の5月)の月別の繰糸女工の人数を示せば、次のようになっています。

表 高畠製糸場における繰糸女工人数(日役を除く)

(単位 人)

	第一工場(普通繰糸工場)	第二工場(多条繰糸工場)
昭和8年6月	122	—
7月	124	65(多条繰糸操業開始)
8月	119	56
9月	121	60
10月	121	56
11月	124	59
12月	126	59
昭和9年1月	120	65
2月	125	69
3月	131	65
4月	126	66
5月	116	55
6月	116	60

2) 商工省調査「工場調査票」(昭和9年1月~12月末までの1年間、昭和9年12月末現在。10年4月30日提出)。高畠文庫所蔵。

7月	130	66
8月	130	70
9月	127	68
10月	124	63
11月	120	58
12月	124	59
昭和10年1月	122	53
2月	124	64
3月	119	56
4月	欠	58
5月	欠(操業無し?)	欠(操業無し?)
6月	123	61
7月	130	58
8月	133	67
9月	123	61
10月	121	66
11月	120	59
12月	141	59
昭和11年1月	128	28
2月	127	以後資料無し
3月	124	—
4月	欠	—
5月	132	—

(出典) 高畠製糸場「繰糸女工成績帳」、高畠文庫所蔵。

この資料からも、高畠製糸場は、9年度も、10年度も、第一工場、第二工場とも操業し、8年度と同規模で経営されたようです。

以下、高畠亀太郎日記や高畠文庫の資料により、昭和10年代前半の高畠製糸の動向について見てみましょう。

1. 昭和10年

高畠製糸場は、先に述べましたように、普通繰糸機使用の第一工場と、多条繰糸機使用の第二工場の2つの工場を経営しています。昭和10年(1935)は、

例年と同様に、1月2日から操業を開始しています（製糸年度としては、昭和9年度に属しています）。そして、1月4日には早くも生糸を出荷しています。1月の繰糸女工数は、第一工場が122名（日役を除く）、第二工場が53名（同）で、合計175名です（前掲表参照）。

昭和9年に「原蚕種管理法」が成立し、同法により生糸の品質を斉一ならしめるため、蚕品種を統一して、その原蚕種を国が管理して、道府県または許可を受けた蚕種業者に配付するという、蚕種の配給統制が行われるようになりました。そして、10年1月に「蚕種配給統制組合」が設立されています³⁾。

しかし、この蚕種配給統制にかんしては、県の方針と特約養蚕組合を有している製糸業者との間で意見の齟齬があったようで（内容は不明ですが、養蚕農家は虫質強健・豊産の蚕種品種を求めますが、製糸家は糸量多く、品質優れ、解舒良好な蚕種品種を求め対立），2月12日、亀太郎（愛媛県製糸業組合長）は、他の有力製糸家達（鐘紡株式会社宇和島工場の清水氏、大洲町の桝田製糸の桝田與三郎、越智郡富田村の日東製糸富田工場の杉孝之助氏等）と共に、上松し、愛媛県に対し、意見を述べに行っていきます。「県ノ蚕種配給組合対策ニ関シ、特約養蚕組合ヲ有スル製糸家、連携上松スルコトトナリ、午前七時ノ三共自動車ニテ、鐘紡宇和島工場長清水氏ト共ニ出発ス。十二時松山城戸屋旅館ニ着シ、豫テノ打合ニヨリ、參集ノ堀尾鐘紡八幡浜工場長、桝田與三郎氏、日東製糸富田工場ノ管理人杉孝之助氏、同現業長青山氏ト会合協議ノ上、午後二時県蚕糸課ヲ訪フ。課長不在ニ就キ、武田技師、森技師、宮崎技手ト会シテ、要旨ヲ談ジ、四時過新ニ着任ノ経済部長久保田氏ヘモ面談ノ上、一旦退出、予等ハ道後神ノ場ノ改築新浴場ニ一浴ノ後、六時ヨリ竹内技師等ノ蚕糸課員ヲ三番町桃太樓ニ招待シテ、晚餐ヲ共ニス。九時過帰宿、更ニ道後銀水ヘ行キタリ」（2月12日）。

それに対し、2月25日には、県の蚕糸課の職員が誤解を解くために来宇し、

3) 農業発達史調査会編『日本農業発達史8』393~394頁。『愛媛県の蚕糸業』33~34頁。

亀太郎ら製糸家と意見を交換しています。「蚕種配給組合ノ事業ニ就テ製糸家ノ誤解ヲ求ムル為メ、県蚕糸課ノ赤井、宮崎、森三氏来宇ニ就キ、桐田、清水両氏ト共ニ葛屋へ行キテ、会見。意見ノ交換ヲナス」(2月25日)。その後、県と製糸家の意見の齟齬は解決したようです。「午前九時ヨリ宇和支庁ニ於ケル蚕業座談会ニ出席ス。県ヨリ宮崎、赤井両氏來臨、主トシテ蚕品種問題ヲ論議シ、相当ノ帰結ヲ見タリ」(4月13日)。

2月末、時の岡田内閣は第67帝国議会(昭和9年12月26日開会、10年3月25日閉会)に、前年の65議会で審議未了となつた「産繭処理統制法案」を再度提出しました。同法案は、生繭の取引を制限し、繭の検定を行い、特約取引を行政官庁の認可制の下におくものでした⁴⁾。

それに対し、生繭の取引にうま味を有している製糸業者は反対であり、反対運動を行っています。愛媛でも同様でした。日記に「産繭処理法案議会提出ニ就キ、製糸業組合及ビ商工会トシテ、反対ノ打電等陳情手配ヲナス」(2月28日)とあります。また、3月12日、大洲で、愛媛県製糸業組合総会が開催され、そこでも、産繭処理統制法案に反対決議を行っています。「愛媛県製糸業組合総会ヲ大洲町ニ開クニ就キ、午前八時武田主事ヲ帶同、鐘紡ノ河村君等ト共ニ山下自動車ヲ賃シテ之ニ赴ク。十時過同地由井樓ノ会場ニ着シ、耕田第一区支部長、摂津第二区、横井第四区各支部長等ト会見ノ上、十一時ヨリ評議員会ヲ、午後一時ヨリ総会ヲ開会ス。出席者ハ製糸業者三十名ノ外、県蚕糸課ヨリ竹内技師、井上技手モ來会シ、予、座長トシテ十年度予算案、組合費賦課方法、其他数件ヲ議決ノ上、予ヨリ産繭処理法案、輸出生系統制案ニ對スル、當組合ノ從来採り來レル行動ノ経過ヲ報告シ、尚改メテ産繭処理案反対ノ決議ヲナシタリ。四時半終了。一同晚餐ヲ共ニシタル後、予ハ五時過同地発、八時家ニ帰レリ」。この製糸業者による反対運動の結果、第67帝国議会において、また審議未了となっています(なお、法案が通過するのは、翌11年の第69帝国議会です)。

4) 農業発達史調査会『日本農業発達史8』399~401頁。

亀太郎は、昭和10年も引き続き、製糸工場の技術革新を行っています。3月14日には、山丸製糸より汽罐を購入しています。「山丸製糸ヨリ買入タル六尺径長サ三十尺ノ汽罐搬入ヲ了り、当方五尺径長サ二十四尺ノ分ヲ交換トシテ送出ス」。3月18日には、旧菊池製糸場（宇和島市朝日町の菊池勝蔵が経営していた）より揚返用の大枠器械15窓分を購入しています。「朝日町旧菊池製糸ノ大枠器械ノ実品ヲ見テ、三十窓中拾五窓分買入ルヽコトヽス」。また、食堂の改築も行い、5月1日に完成しています。「建築中ノ食堂及ビ庭園ノ東側ニ建継ギタル五畳ノ部屋落成ス」。

4月中旬、春蚕の掃立期となりました。高畠製糸場が契約している特約組合の養蚕農家指導のために、養蚕教師が次々に到着しています。高畠製糸場は、昭和4年度から特約取引を導入し、各養蚕組合から良質の繭を調達しています（宇和島市伊吹町養蚕組合、北宇和郡高光村下光満、同郡明治村延野々、同郡吉野生村吉野等々）。4月16日には、主任養蚕教師入江亀太郎が到着し、その後、正岡、花田、大滝、稲田、下村、吉岡の諸氏が来着し、それぞれ特約養蚕組合を行っています（4月20日、23日）。

4月24日に、亀太郎は豊予館（蚕種業、片山音吉が館主、来村）に行き、25日には豊予館で養蚕教師らと打ち合わせています。「朝、豊予館へ行キテ、蚕種催青状況ヲ視察ス」（4月24日）、「当場招聘ノ養蚕教師八名ヲ豊予館ニ会シテ、午前十時ヨリ春蚕指導打合会ヲ開キ、予モ臨席シテ主要方針ヲ指示セリ」（4月25日）。

4月末に昭和9年度の製糸業（昭和9年6月1日～10年5月31日）が終了しました。第一工場（普通繰糸機使用）が4月30日で、第二工場（多条繰糸機使用）が4月29日です。亀太郎は何時もの如く職工に活動写真を見せています。日記に「昭和九年度ノ製糸多条繰ハ一昨二十九日、普通繰糸ハ昨三十日ヲ以テ操業ヲ了レリ。夕方ヨリ職工一同ニキリン館ノ活動写真ヲ観覧セシム」（5月1日）とあります。

ところで、昭和10年の日記は5月10日までしか記されていませんので（こ

の年宇和島市会内での政友会と民政党との政争が大変激しく、また9月の県議選において宇和島の政友会内部の分裂したりして、多忙で日記を書くひまが無かったものと思われます)、残念ながら、昭和9年度の高畠製糸場の収支状況についての亀太郎の論評はありません。

ただ、別の資料、農林省蚕糸局の「昭和九年度 全国器械製糸工場調」から、高畠製糸場の昭和9年度（昭和9年6月1日～10年5月31日）の実績がわかり、次のようになっています。繰糸機の規模：普通式104釜（緒数6），小岩井式104釜（緒数20），一日平均使用釜数：普通式104釜，小岩井式104釜，繰糸方法：分業・半沈，揚返窓数：140，従業員数：作業監督員，男3，職工，男10，女208，その他従業員，男4，女4，従業員合計，男17，女212，消費繭量：春蚕繭白0貫，黄16,778貫，夏秋蚕繭白6,786貫，繭合計2万3,564貫，生糸製造数量：春蚕糸白0貫，黄6,435貫，夏秋蚕糸白2,259貫，生糸合計8,694貫，輸出生糸の販売数量及び価額：春蚕糸6,354貫，18万8,319円，夏秋蚕糸2,210貫，8万4,416円，合計8,564貫，27万2,735円，地遣生糸の販売数量及び価額：春蚕糸68貫，2,014円，夏秋蚕糸41貫，1,356円，合計109貫，3,370円，副蚕糸生産数量990貫，副産物販売価額1万3,601円，一釜当たり生糸生産数量：1ヶ年41.8貫，1日137匁，1ヶ年作業日数：306日⁵⁾なお、この資料で、小岩井式104釜となっていますが、多条繰糸機1台は、10緒を以て1釜と換算し、高畠製糸場の小岩井式は20緒ですので、1台は2釜に換算され、104釜は52台で、昭和8年7月の導入時と同じ規模のままです。

この昭和9年度のデータを7年度のデータ⁶⁾と比べますと、①繰糸設備が112釜から208釜にほぼ2倍に増え（いまでもなく、8年7月に多条繰糸機使用の新工場（52台=104釜）を立ち上げたことによるものです），②繭消費量は1万7,850貫から2万3,564貫に、32.0%増大し、③従業員も146人（うち女

5) 農林省蚕糸局『昭和九年度 全国器械製糸工場調』（昭和9年6月1日～10年5月31日の期間に営業した製糸工場調査、10年5月末現在）。

6) 昭和7年度は農林省蚕糸局『昭和七年度 全国器械製糸工場調』より。

工134人)から229人(同212人)に56.8%も増大し、その結果、④生糸の生産高が、6,341貫から8,694貫に、37.4%増大しています。このように、高畠製糸場は、9年度には製造高を大きく増やしたことがわかります(ただし、規模の拡大ほどには製造高は増えず一不況のため一、また、1釜当たり生産高は1日177匁から137匁に減少しています)。ところが、⑤生糸販売額(輸出生糸と地遣生糸の合計)の方は、7年度に33万2,940円でしたが、9年度には27万6,105円へと17.1%も減少しています。すなわち、9年度の高畠製糸場は、生産の拡大を図ったものの、9年度の糸価は全体として悪く、惨憺たる状況で⁷⁾販売額が大きく下がり、収支は大変困難な状況にあったと推測されます。

さて、昭和10年度の製糸業は、6月から始まりました。第一工場の繰糸女工は123名、第二工場は61名、合計184名で操業しています。規模は前年度と変わりません。糸価は10年の6月以降、インフレの影響を受け、回復・漸騰を遂げていきます。すなわち、100斤当たり糸価は、6月に571円でしたが、7月に601円、8月に689円、9月に788円、10月に913円、11月には917円へと5割も上がり⁸⁾、高畠製糸場もほっと一息したものと推測されます。ただ、日記はなく、残念ながら詳細は不明です。

なお、10年の製糸業以外の家業のことですが、亀太郎は、製糸業のかたわら、山林購入を始め、2月9日には柿原の山林を購入し、2月23日には、三島村の川奥谷にある赤松義光氏所有の山林(亀甲正氏名義)30町歩を購入するなどし、不況にあえぐ製糸業だけに頼ることなく、事業多角化の準備・将来の布石を打っているようです。

7) 100斤当たり糸価(横浜、清算、先限)を見ますと、9年度は昭和恐慌期の5、6年と変わらぬほど、否それ以上に悪く、9年の7月481円、9月470円、11月564円と悪く、また、10年に入って、1月637円、2月634円と少し回復しましたが、3月589円、4月606円、5月557円とまた悪化しています(高橋亀吉『大正昭和財界変動史 下』1654頁、大日本蚕糸会『蚕糸年鑑 昭和十一・二年版』235頁)。

8) 大日本蚕糸会『蚕糸年鑑 昭和十一・二年版』235頁。

2. 昭和11年

高畠製糸場は昭和11年（1936）1月3日から操業し、第一工場（普通繩糸）は繩糸女工128名、第二工場（多条繩糸）は28名、合計156名で行っています（製糸年度は10年度に属しています）。

昭和11年の生糸価格を見ますと、10年末に900円台に騰貴していた糸価は、11年に入り、一転してまたまた悪化し、11年の前半は概して糸価安となっています⁹⁾。

ところで、11年1月の高畠製糸の第一工場の規模・繩糸女工は前年と変わりはありませんが、第二工場の繩糸女工の人数が何故か半減しています。また、高畠製糸場「繩糸女工成績帳」の第二工場の資料は、昭和11年1月分までしか無く、2月以降はありません。ということは、資料散逸による欠落か、それとも糸価安による操業休業なのか、いずれかと推測されます。

10年度の製糸業は11年5月に終わります。しかし、昭和11年（1936）の日記は一切残っておらず（それは11年の2月20日に総選挙があり、また、この総選挙で多くの市会議員が逮捕され、市会は総辞職し、出直しの市議選があるなど多忙を極め、日記を書くひまが無かったと思われます）、残念ながら収支状況は不明です。推測するに、10年6月～12月の糸価騰貴、11年1月～5月の糸価安を見ますと、恐らく、10年度の高畠製糸の収支はトントン位であつただろうと思われます。

この年、昭和11年5月、第69特別議会において、前67、68議会で審議未了となっていた「産繭処理統制法」が成立しています。この法律は、①第1条において繭の処理方法について、生繭取引を特別の場合に制限し、原則として乾

9) 100斤当たり糸価は、11年1月827円、2月750円、3月731円、4月734円、5月684円、6月688円と暴落・低迷しています（高橋亀吉『大正昭和財界変動史 下』1654頁。大日本蚕糸会『蚕糸年鑑 昭和十一・二年版』239～240頁、朝日新聞経済部編『朝日経済年誌一昭和十二年版一』102～103頁）。

繭取引・特約取引・組合製糸・その他勅令を以て定める方法（当面委託製糸）とし、②第2条及び第3条において道府県による繭検定とその検定品位による以外の繭の売買取引を禁止し、③第4条において特約取引を認可制度とし、行政官庁の認可を受けることにし、④第5条で、蚕糸業組合及び産業組合が団体として産繭処理の自治的統制に当たり、行政官庁はそのために必要な命令を出す、というものです。つまり、同法は、養蚕農家が保護のために、生繭取引を事実上制限し、また特約取引の認可制により製糸家本位の特約取引に制限を加えようとしたものでした¹⁰⁾ 生繭取引にうま味を有している製糸業者には不満でしたが、法案が通っています（なお、製糸家の反対を考慮して生繭取引の禁止はしなかった）。これにより、繭取引は生繭取引が減少し、乾繭取引および産業組合製糸供繭が急速に増えています¹¹⁾ この産繭処理法の実施は特約取引をしている高畠製糸にも当然重大な影響をあたえることになりました。

さて、昭和11年度の製糸業は6月から始まります。11年度の蚕糸界は、糸価も良く¹²⁾「久方振りに業界に一脈の生氣」¹³⁾が訪れたようです。

昭和11年度の高畠製糸場の概況、実績（昭和11年6月1日～12年5月31日）は、農林省蚕糸局の「昭和十一年度 全国器械製糸工場調」によりますと、次のようにです。繰糸機の規模：普通式104釜（緒数6）、小岩井式104釜（緒数20）、一日平均使用釜数：普通式104釜、小岩井式一釜、繰糸方法：分業・半沈、揚返窓数：170、従業員数：作業監督員男2、職工男8、繰糸工女110、その他工女15、その他従業員男2、従業員合計男12、女125、消費繭量：春蚕繭白8,341貫、黄5,026貫、夏秋蚕繭白6,558貫、繭合計1万9,925貫、生糸製造数量：

10) 農業発達史調査会編『日本農業発達史8』399～401頁。『愛媛県の蚕糸業』89～97頁。

11) 愛媛県の生繭取引は、10年56.1%であったが、11年には34.7%に減少し、他方乾繭取引は、10年34.6%であったが、11年に55.1%に増え、逆転しています（『愛媛県の蚕糸業』92頁）。

12) 100斤当たり糸価は、アメリカの好景気、国内インフレの振興、一般物価高騰により、11年6月の688円が、7月720円、8月745円、9月712円、10月745円、11月842円、12月841円へと騰貴しています（『朝日経済年誌－昭和十二年版－』102～103頁）。

13) 『朝日経済年誌－昭和十二年版－』157頁。

春蚕糸白 3,004 貫, 黄 1,948 貫, 夏秋蚕糸白 2,525 貫, 生糸合計 7,477 貫, 輸出生糸の販売数量及び価額: 春蚕糸 4,925 貫, 23万9,382 円, 夏秋蚕糸 2,380 貫, 12万6,970 円, 合計 7,305 貫, 36万6,352 円, 地遣生糸の販売数量及び価額: 春蚕糸 26 貫, 1,132 円, 夏秋蚕糸 61 貫, 3,233 円, 合計 87 貫, 4,365 円, 副蚕糸生産数量 578 貫, 副産物販売価額 1 万 529 円, 一釜当たり生糸生産数量: 1 ケ年 71.894 貫, 1 日 217 匄, 1 ケ年作業日数: 331 日¹⁴⁾

さて, この11年度のデータと前の9年度のデータを比較しますと, いくつかの変化が見られます。①繰糸機の設備規模は変わりません(普通繰糸機 104 釜, 小岩井式多条繰糸機 52 台=104 釜で9年度と同じです)。しかし, ②小岩井式多条繰糸機の1日平均使用釜数の箇所に何故か一が引かれています。③繭消費量は, 9年度の2万3,564 貫から11年度には1万9,925 貫へ, 15.4%減少し, ④繰糸工女の減少はもっと激しく 208 人から 110 人へとほぼ半減しています。その結果, ⑤生糸製造高は, 8,694 貫から 7,477 貫へ, 14.0%程減少しています。⑥1釜当たり生糸生産量の方は, 41.8 貫から 71.894 貫に激増し, 生産性が上昇しています。ただし, それは, 9年度の場合, 生糸製造高 8,694 貫を 208 釜で割った数字であり, 11年度の場合は, 生糸製造高 7,477 貫を 104 釜で割った数字の為, 11年度に生産性が上昇したように見えているだけです。他方, 製造高の減少にもかかわらず, ⑦生糸販売額(輸出+地遣)の方を見ますと, 27万6,105 円から 37万717 円へと 34.3%も増大しています。それは糸価が11年の6月以降騰貴し, 12年の前半も変動がありますが, 800 円台で高かったためです¹⁵⁾

ところで, 11年度の高畠製糸場の小岩井式多条繰糸機の使用の箇所が何故一になっているのか。また何故繰糸工女が半減したのか, さらに1釜当たり生糸生産量を何故 104 釜で割ったのか, 不明ですが, ただ, 推測しますと, 設備釜

14)『昭和十一年度 全国器械製糸工場調』(昭和11年6月1日~12年5月31日の期間において操業せる工場につき調査せるもの, 但し, 設備釜数は昭和12年5月31日現在)

15)糸価は12年1月898円, 2月843円, 3月866円, 4月853円, 5月804円と推移しています(『朝日経済年誌—昭和十三年版—』484頁)。

数や従業員は12年5月31日現在の数字ですので、11年度の途中、または11年度が終わる前に、第二工場の操業を休業とし、女工を大幅に解雇したのではないかと解釈されます。繭消費量や生糸製造高の減少割合は14~15%ですので、第二工場が11年度の6月の最初から休業していたとは考えにくいと思います。つまり、11年度の途中、高畠製糸場は苦境に陥り、第二工場の操業を休止したのではないかと推測されます。

この年の11年11月19, 20日、全国製糸業組合連合会（今井五介会長）は蚕糸会館（有楽町）にて第6回総会を開き、そこで、製糸業の不況の現状・過剰設備状況に鑑み、全国の製糸設備の3割、約10万釜を整理すること、ならびにその整理に対し、補償することを決定しています（補償金額は1,000万円）。この総会には亀太郎も出席しています¹⁶⁾。以後、製糸業の整理縮小が急激に進むことになりました。

3. 昭和12年

昭和12年（1937）1月1日の新聞に、亀太郎が投稿した原稿が載っています。「此地ノ日刊ニハ予ノ稿「製糸界ヲ語ル」「生糸悲観論」「支邦要人ノ精勤振り」「地震ト新聞」「僕ト秋汀」ヲ載セタリ」（1月1日）。

高畠製糸場は1月2日（土）より操業を開始しています（製糸年度は11年度に属しています）。「本日ヨリ工場ノ操業ヲナス。一、二ノ年始客ニ接シ、午後臨時書記ノ清家君ト共ニ業務書類ノ整理ニ当ル」。そして、7日には生糸10俵を出荷しています。

昭和12年の亀太郎は多忙です。

1月9日、県庁において、愛媛県経済部長が招集した産繭処理統制法にともなう、養蚕・製糸・乾繭組合の3業者協議会があり、亀太郎が出席しています。

16) 全国製糸業組合連合会『製糸業整備改善施設実施の顛末』65~181頁。全国製糸業組合連合会『全国製糸業組合聯合会第六回総会議事録』

そこで、産繭取引を巡り、養蚕・乾繭組合側と意見が対立しましたが、次のような申し合わせがなされています。それは「産繭処理は乾繭取引を原則とす。但し地区の事情に依り特約取引を行うことあるべし。此の場合買手は乾繭組合に対し、昨春蚕取引当時の精神に則り、協定による金額を寄付するものとす」¹⁷⁾というものでした。この申し合わせは、養蚕農家・乾繭組合側に有利で、亀太郎ら製糸家側にとっては不利な内容でした。日記に「午前五時過桐田、武田両君ト共ニハイヤニテ大洲へ出デ、八時十分発ノ列車ニ投ジテ、十時松山へ行キ、予ハ城戸屋旅館ニ入ル。十一時県庁ニ於ケル繭処理協議会ニ出席シ、農林省ヨリ出張ノ西田技師、関県経済部長臨席ノ上、養蚕業、乾繭組合側ノ委員ト会見。予ハ極力無条件特約組合許可ノ確認ヲ主張シタルガ、乾繭組合強化方針ノ為メ議合ハズ。折衝ヲ重ネタル結果、午後四時ニ至リ、乾繭取引ヲ原則トシ、地区ノ事情ニヨリテ特約取引ヲ認メ、此場合ハ協定ニヨル通過料ヲ支払フコト、昨年各地区乾繭組合、製糸業者間取極ノ如クスルコト、シテ漸ク申合出来セリ。閉会後、明治樓ニ於ケル宴会ニ出席シテ、八時帰宿。後、琴と井へ行キテ、十時半城戸屋ニ帰リタリ」とあります。

1月中旬以降は、全国製糸業組合連合会が決定した製糸業の設備3割減釜とその補償問題で多忙です。

1月10日に、亀太郎は松山市竹原町の県立繭検定所（昭和11年4月設立）に行き、減釜問題を説明しています。「午前九時ヨリ竹原ノ県立繭検定所へ行キ、小野課長ノ外、小田製糸技師、高橋技師、木村、丸山ノ両蚕糸課員、製糸業組合ノ桐田、武田両君ヲ会シテ、今回ノ製糸業減釜補償規程ニ関スル説明ヲナシ、製糸組合ト県トノ連絡ヲ円滑ナラシムルタメ事務上ノ打合ヲナス。午後一時過終了。予ハ小田技師ト棋ヲ囲ミテ後、五時帰宿シ、同五十六分松山駅発ノ下り列車ニテ出発。大洲ヨリ三共自動車ニ乗リテ、十時半宇和島ニ帰着シタリ」。1月14日には大洲へ行き、肱栄社生糸共同施設組合（代表藤本定治郎）の人々に

17) 『愛媛県の蚕糸業』91頁。

対し、同様の説明をしています。「午前業用ヲナシ、十一時半ノ宇和島自動車ニテ出発、大洲町へ赴キ、午後二時着。同地肱栄社ニテ製糸共同施設組合ノ人々及ビ県ヨリ来レル小田技師等ト会シ、肱栄社ノ協議終了後、小田氏ト油屋旅館ニテ会談ノ上、減釜補償トニ、三製糸家トノ関係ニ就テ取扱上ノ打合ヲナス。六時半ノ自動車ニテ大洲ヲ立チ九時帰宅」。なお、肱栄社は大洲町の中小製糸業者が集まって、製糸業の一部を共同作業により経営を合理化するために、昭和9年5月に設立したもので、所属工場は11、釜数318です¹⁸⁾。翌1月15日には宇和島の製糸業者に同様の説明をしています。「製糸組合ノ武田君、予州銀行ノ矢野氏、山本、土居、都築、遠藤、秋田、藤田ノ各製糸業者、減釜補償手続ニ就テ、交々來訪。其他商工会議所ノ兵頭理事等ニ面接、終日接見ヲ統ク」。

そして、製糸業の廃業・減釜に伴う補償の申し込みは、1月15日から始まりました。亀太郎がその世話をし、多忙です。1月17日には都築製糸(西宇和郡川上村の都築修一経営、40釜)、1月20日には杉山製糸(宇和島市丸穂町の杉山芳太郎経営、24釜)、谷川製糸(宇和島市北町の谷川長八経営、20釜)らの廃業の世話をしています。「都築製糸ノ整備補償申請ニ基ク収得金分配率決定ニ就テ、工場所有者タル予州銀行ト交渉方ヲ都築氏ヨリ依頼セラレタレバ、午前十時賀古町矢野主任ノ宅ヲ訪ヒテ、同氏及ビ支店長三好氏ト面談ノ上、正午協定調ヒ、此旨都築氏ニ報告ス」(1月17日)、「午前製糸家ノ來訪者数名アリ。其内杉山製糸ト谷川製糸トノ依頼ニヨリ、予州銀行ヘ示談シ、協定ヲ調フ」(1月20日)。また、宇和島市でトップクラスの製糸場であった桐田製糸場(宇和島市中町、桐田伊四郎経営、225釜)も廃業の申し込みをしています(すでに桐田製糸は昭和8年7月21日に製糸を休業していました)。宇和島の製糸業の苦境を象徴するようです。

1月27日に亀太郎は製糸業整備改善委員会(第4回)に出席のため、東京に出張しています。「午前九時三十分東京ニ着シ、直チニ有楽町蚕糸会館ヘ行キテ

18) 『愛媛県の蚕糸業』113頁。

製糸業整備委員会ニ出席ス。十時閉会迄ニ農林省ノ吉野技師トモ談ズル所アリ。委員会ハ今井会長、平野副会長ヲ始メ若林、横山、小口、小山等ノ委員十数名ニヨリ減釜補償手続ニ関スル件等数案ヲ審議シテ、正午迄ニ大体終了ス。予ハ午後一時芝白金三光町ノ伊達侯爵家本邸ヲ訪ヒ、事務所長西村氏不在ノタメ竹森氏ニ面会シテ、宇和島城山旧三之丸口登山道路開放ノ希望ヲ陳情ス。二時過再び蚕糸会館へ帰リテ製糸業組合連合会ノ更生委員会、評議員会ノ懇談会ニ列リ、五時同所ヲ辞シテ、少時市中散歩ノ上、夜七時三十分ノ下り急行列車ニテ東京ヲ出発、帰途ニ就キタリ。今夜モ三等寝台ニ入ル」。

2月下旬から3月にかけても、亀太郎は産繭処理統制法の実施で特約組合が許可制になったため、その手続きや交渉等で多忙です。

2月24日に、亀太郎は特約組合を有している製糸家（鐘紡、片倉等）とともに県庁を訪れ、特約組合出願手続きの緩和等を要望しています。「午前六時半ノ宇和島自動車ニテ出発。大洲ヘ出デ九時二十二分ノ上り列車ニ投ジテ十一時過松山ヘ着シ、城戸屋ニ入ル。豫テノ打合ニヨリ、鐘紡八幡浜工場ノ堀尾君、同宇和島工場ノ清水君、片倉愛媛工場ノ河西君等ト会シ、共ニ県庁ヘ行キテ、午後一時山田経済部長ニ面会シ、特約組合出願手続ニ対する緩和方ヲ要望、主トシテ養蚕組合指導権ノ保留、県外優良蚕種採用ノ簡易化等製糸業者側ノ希望ヲ述ブル所アリ。後、蚕糸課長ニモ此事ヲ談ズ。予ハ更ニ商工課長ニ面会シテ会議所関係ノ用件ヲ二、三詰シテ三時過帰宿。程ナク來訪ノ小田検定所長ト会ヒ、因甚一局ヲ闘ハシテ後、五時五十六分ノ下り列車ニテ松山ヲ辞ス。大洲ヨリ三共自動車ニ乗継ギ、清水君ト共二十時半宇和島ニ帰着シタリ」。

2月28日には南予乾繭組合（宇和島市朝日町、専務理事は岡本景光）と乾繭料等について交渉しています。「午前業用ヲナシ、十時ヨリ南予乾繭組合ヘ行キ、第三区製糸業者ヲ代表シテ、本年度ノ乾繭料及ビ委託乾繭料々額ニ就キ交渉ス。同組合ノ岡本専務理事、二宮主事、森口主任及ビ県ノ高橋技師ト折衝ノ結果、略一致点ヲ得テ、午後一時ヨリ鳴尾ニ於テ地方製糸業者トノ会合ヲ催ス。予、先づ特約組合ヲ有スル製糸家十氏へ経過ヲ報告シテ方針ヲ協議シタル後、前記

乾繭組合側ノ四氏ヲ招キテ尚交渉ヲ重ネタル結果、今春ノ乾繭料ハ一錢八厘、委託乾繭料（寄附金）ハ四厘五毛トスルコトニ決定ヲ見タリ。一同晚餐ヲ共ニシテ、八時過散会ス」。

3月3日には、蚕業取締所の北宇和支所（宇和島市朝日町）へ行き、12年度の特約組合許可出願の契約書案の取り決めをしています。「午前十時朝日町蚕業取締所支所ニ於テ、武田製糸組合主事ト共ニ重見支所長ニ会見。本年ノ特約組合許可出願ニ就テ契約書案ノ協定ヲナス。正午乾繭組合へ寄リテ、先日ノ乾繭料協定ニ基キ製糸業組合第三区支部トシテノ覚書ヲ交換ス」。3月10日には製糸業組合の製糸家達に対し、特約取引出願手続きの説明をし、用紙の配付をしています。「午後一時ヨリ製糸業組合へ同業者ヲ会シテ、特約取引出願手続ニ関スル打合ヲナシ、用紙ヲ配布ス。尚重見取締支所長ノ来席ヲ得テ、取扱上ノ説明ヲ聴キ、四時過散会シタリ」。そして、3月19日には、特約取引認可申請書の書類をすべて作成しました。「繭特約取引認可申請書提出期日切迫ニ就キ、先日來各取引先ノ養蚕実行組合トノ間ニ書類調製中ナリシガ、本日迄ニ全部作成ヲ了リ、北宇和郡蚕業取締支所へ提出済トナセリ。工場講堂ニ於テ巡業ノ活動写真ヲ映写シ、夜、職工及ビ其家族ニ観覧セシム」。

3月23日に、桐田製糸場廃業の惜別の宴を行っています。「夜七時ヨリ鐘紡清水氏ニ招カレテ梅の井ヘ行キ、桐田、武田ノ両君モ来リテ製糸界ノ近状ニ就テ談ズ。桐田氏今回ノ製糸業整理補償ニヨリ廃業スルヲ以テ、其借別ヲ兼テナリ。十一時過迄驩談シテ帰ル」。

3月27日、宇和島で愛媛県製糸業組合の総会が開催されています。桐田伊四郎組合長辞任により亀太郎が再度愛媛県製糸業組合の組合長に選出されています。2度目です。「本日愛媛県製糸業組合定時総会ヲ開クニ就キ、十時半ヨリ会場薦屋ヘ行ク。県ヨリ小野蚕糸課長、中岡、高橋属臨席。十一時評議員会ヲ開キテ原案ヲ審議シタル上、午後一時ヨリ総会ヲ開会ス。出席者県下各地ノ製糸業者四十余名ニシテ委任状ノ分ヲ合セテ七十九名ニ達ス。予、議長トシテ議事ヲ進メ決算其他ヲ議決ノ上、十一年度追加予算及ビ十二年度予算ニ就テ詳細ニ

原案ヲ説明シ、全部異議ナク可決確定ス。引続キ第一区(大洲)ノ支部長、評議員補欠選挙ヲ議長指名ニヨリテ決定。更ニ桐田組合長辞任ノ為メ、其補欠選挙ヲ行ヒ、拾一名ノ詮衡委員ヲ設ケテ詮衡ノ結果、予ヲ推薦サレ満場一致ヲ以テ、予、組合長ニ再度當選ス。五時閉会ノ後、築地あづまニ於テ宴会ヲ開キ一同歓フ尽シテ十時散会ス」。

昭和12年の5月に11年度の製糸業は終わりました(11年度の実績については、既述)。

6月から12年度の製糸業が始まりました。しかし、昭和12年の日記は3月27日までしか書かれておらず(それは、この年の4月30日の第20回衆議院議員選挙に政友会から立候補し、初当選し、議員活動等で忙しく日記を記す時間が無かったためと思われます)、12年度の高畠製糸の状況は残念ながら不明です。

ただ、12年度の糸価を見ますと、6月818円、7月843円と800円台を続けていましたが、日中戦争の勃発等で、8月以降下落し、8月795円、9月783円、10月724円、11月693円、12月689円となり、また、13年にはいっても、700円前後であり¹⁹⁾、11年度に比べてはるかに悪く、製糸業「苦難」であり、高畠製糸場も困難であったと推測されます。

なお、製糸業以外の家業のことですが、亀太郎は、製糸業のかたわら、この年も引き続き、山林の購入を積極的に行っています。1月25日には明治村延野々の山林を、2月12日には三島村延川の山林22町歩を、2月26日には吉野生村蕨生の山林約10町歩を、3月6日には明治村延野々の山林1町歩を、3月24日には二名村音地の山林30町歩を購入しています。また、3月26日には、伊吹町の土地500坪を購入しています。「午後二時市役所へ行キテ、予州銀行ノ矢野氏、松下吉松君、同又六君及ビ世話人山本友市君等関係者ト会シテ、先日約定シタル松下吉松ノ伊吹町ニ於ケル土地建物ノ公売ニ参加ス。四時税務課ニ

19) 『朝日経済年誌—昭和十四年版—』351頁。

テ松根課長ニヨリテ競争入札ヲ行ヒ，松下ノ依頼ニヨリ，予ハ伊吹町元屋敷ノ分約七百坪ヲ四千五百円ニ落札ス。近日土地分割ノ手続ヲナシタル上，嚮ノ契約ニ基ク約五百坪ヲ当方ニ引受ケ，残リハ松下ヨリ入金ト同時ニ引渡ス筈ナリ」。

4. 昭和13・14年

昭和13年(1938)の日記はなく，不明です。衆議院議員の政治活動とともに製糸業を続け，また，山林購入等を続けていたものと思われます。

昭和13年の糸価は，前半は700円前後で安く推移しましたが，後半は次第に上昇し，10～12月には800円台になっています。

昭和14年の糸価は，1月800円台にありましたが，纖維飢饉にもとづく国内生糸需要の増大，また，統制経済下で唯一残された自由市場として投機取引が盛んに行われたこと，さらに第2次世界大戦の勃発・戦争ブーム等により，騰貴を続け，年末12月には2,083円に暴騰しています²⁰⁾。

昭和14年(1939)の日記は残っていますので，見てみましょう。

高畠製糸場は，1月2日(月)より操業を開始しています(製糸年度は昭和13年度に属します)。1月3日には，宇和島の有力な製糸業者と繭取引対策の協議をしています。「業用等ヲナシ，午後一時ヨリ鳴屋旅館ニ於テ鐘紡ノ覚野工場長，其他三，四ノ製糸業者ト会合シ，新年度以後ノ繭取引対策ニ就テ協議スル所アリ。四時過散会ス。後，石丸製糸ノ三好君ヲ伴ヒ帰リテ，夜ニ入ルマデ暮ヲ団ミタリ」。

亀太郎は1月5日に後頭部の腫瘍の切開手術を受けましたが，結果良好ならず，また風邪を引き，18日まで臥せっています。

1月下旬，亀太郎は，鉄工業の軍需景気の波に乗ろうとしたのでしょうか，岡本鉄工所，石丸大次郎(石丸製糸)の3人で共同経営による鉄工所経営を始

20) 『朝日経済年誌－昭和十五年版－』490～492頁。

めることを決めています。「夜、岡本鉄工所主羽崎、篠原両氏ト共ニ來談。事業計画上ノ意見ヲ交換ス」(1月19日),「栄町岡本鉄工所へ寄リテ場主ヨリ工場ノ説明ヲ聴キ,又羽崎、篠原両君ト共ニ朝日町、弁天町方面ノ工場敷地視察ヲナシ,朝日町旧佐々木製糸跡約五百坪,山下土地会社所有ノ場所ヲ選定ス。目下計画中ノ鉄工所用地ニ当テントスルナリ」(1月20日)。「石丸製糸へ行キ,大次郎氏,禎吉君,三好君ト会見,熟談ノ上,先日来相談ヲ受ケ居レル岡本鉄工所へ石丸,高畠双方ヨリ各二万五千円ヲ出資シ,岡本実太郎氏ト三人ニテ共同経営ヲナスコトニ決定ス。夜,岡本氏吾宅へ來訪。此事ヲ話シ大体同意ヲ得タリ」(1月21日)。

しかし,その後,鉄工所新設は見込み無しとして中止しています。「岡本実太郎君ト会談。鉄工場新設ハ県ノ方針上目下可能性ナキ為メ,先日中ノ計画ハ中止スルノ外ナキコトヲ語り,同君モ之ヲ諒トセリ」(2月7日)。

1月末から3月一杯にかけては議会活動で多忙でした。1月25日,龜太郎は,第74帝国議会(昭和13年12月26日開会,14年3月25日閉会)に出席のため,上京し,2月3日まで東京に滞在し,議会に出席しています。その後一旦宇和島に帰り,2月11日再び議会出席のために上京し,3月8日まで,東京に滞在し,議会に出席しています。また8日の夜一旦宇和島に帰り,12日に3たび上京し,3月29日まで東京に滞在しています。このように,2~3月は東京・宇和島間を往復し,多忙でした。

4月10日,蚕品种選定委員会創立総会があり,第6区(宇和島市と南北宇和郡)の会長に龜太郎が選出されています。「十時半ヨリ蚕業取締支所ニ於ケル蚕品种選定委員会創立総会ニ出席ス。予,議長トシテ会則等ヲ議定シ,県ノ選定委員会ニ順応シテ,南北宇和郡,宇和島市ヲ一区域トシタル第六区蚕品种選定委員会ヲ組織ス。尚役員選挙ノ結果,予,会長ニ当選シ,引続キ本年決定スペキ蚕品种ヲ協議シテ,春ニ鐘白革新,綾黄金光,秋ニ栄光満月,分離白106(各品種国蚕記号ヲ用ユ)等ヲ決定シ,午後三時半閉会ス。一旦帰宅ノ上,五時ヨリ其宴会ニ老松へ行キタリ」。

4月15日、八幡浜において、愛媛県製糸業組合の総会が開催されました。亀太郎は引き続き組合長に再任されています。「午前八時内港発天長丸ニテ出発。八幡浜ニ於ケル製糸業組合総会ニ赴ク。武田主事ノ外、鐘紡ノ覚野、川村及ビ程野、赤松、土居、宮川等ノ製糸業諸氏モ同行ナリ。十時半同地着。会場千代田旅館ニ於テ、県ヨリ出張ノ神津蚕糸課長、粟飯原技師及ビ大洲、西宇和地方ヨリ来会ノ組合員ト会シ、一同昼食ヲ共ニシタル後、午後一時ヨリ評議員会ヲ開キ、引続キ三時ヨリ総会ヲ開催ス。出席者三十名、委任状二十七名分ニシテ、予、組合長トシテ座長トナリ、昭和十二年度決算及ビ十四年度予算案等ヲ議決シ、尚役員改選ノ結果、予、重テ組合長ニ当選。聯合会代議員ニハ、予ヨリ推薦シテ、鐘紡本社ノ池上照氏ヲ又其予備員ニ予ヲ決定ス。九時諸協議モ終了シ、鐘紡主催ノ慰労宴ニモ列シテ、十二時自動車ニテ帰宇シタリ」。

4月19日には松山において農林省の産繭課長を迎え蚕糸業懇談会があり、それにお席しています。「午前八時内港発ノ天長丸ニテ八幡浜ヘ行キ、汽車ニ乗次ギテ、午後一時松山ニ着シ、直チニ伊予鉄社友会館ニ於ケル蚕糸業懇談会ニ出席ス。農林省ヨリ産繭課長、中央蚕糸会ヨリ岡本副会長來県、々下関係各団体長等会同。養蚕ノ増産計画ニ就テ座談的意見ヲ交換シテ、五時閉会。夜、其懇親会ニ梅迺家ヘ行ク。城戸屋ニ投宿セリ」。

4月下旬、養蚕の掃立の季節となりました。亀太郎は、養蚕教師を各特約組合に派遣し、また蚕種を配給しています。蚕種は鐘紡と郡是製糸から購入しているようです。「特約組合ノ養蚕掃立期近キタレバ、先日来入江、大滝其他ノ指導員モ夫々來着ノ上任地ヘ赴キ、鐘紡及ビ郡是ヨリ購求ノ蚕種モ本日迄ニ全部配給ヲ了シタリ」(4月22日)。

5月15日、全国製糸業組合聯合会役職員会への出席のため、上京しています。「朝八時東京着。呉服橋竜名館ニ投宿ス。九時、予ハ日本銀行ヘ、武田君ハ製糸聯合会ヘ行ク。十時小西岩松町長一行三名ノ來訪ヲ受ケ、岩松川改修及國鐵促進ノ件ニテ共ニ内務省、鐵道省ヘ行キ、夫々要路ニ陳情ノ上、十一時半別ル。予ハ直チニ蚕糸会館ニ於ケル全国製糸業組合聯合会役職員会ニ出席シ、午後二

時帰宿。三好、近藤ノ両君來訪。砂田氏トモ電話ニテ打合ノ上、更ニ麻布霞町ニ河上哲太君ヲ訪ヒ、共ニ築地新中へ行キテ、佐々木長治、和田清治両君ニ会ヒ夕食ス。八時辞シテ製糸聯ヨリ招待ノ新橋演舞場五郎劇ヲ見物シ、十一時宿ニ帰レリ」。そして、17日に帰途についています。

5月下旬、昭和14年度の春繭の季節となりました。製糸業者と春繭対策について協議したり、特約組合への桑葉を供給したり、南予乾繭組合と乾繭料の交渉等多忙です。「朝、杉内君來訪。九時佐伯町土居氏方ニ土居、石丸及石丸製糸ノ三好君ト会見。新繭対策ヲ研究シ、帰後鐘紡工場ニ覚野工場長ヲ訪ヒテ談ズ」(5月23日)。「業用ヲナス。西山君ハ特約組合ニ対スル桑葉ノ補給斡旋ニ忙ハシ。午後繭乾燥料、保管料等ノ件ニテ乾繭組合ニ二宮君ヲ、大浦ニ高橋技師ヲ訪ヒ、夜、赤松勲君トひさごニ会談ス」(5月24日)。

5月24日には八幡浜での愛媛県製糸業組合の役員会に出席しています。「朝八時内港発ノ発動船ニテ武田君ト共ニ出発。八幡浜ヘ上陸シテ、大洲ヘ出デ、同地油屋ニ於ケル製糸業組合役員会ニ出席ス。各支部長評議員二十名以上来会。組合ノ諸問題ヲ協議シテ、午後六時閉会ヲ告ゲ、七時ノ汽車ニテ出発。八幡浜ヨリバスニテ十時宇和島ニ帰レリ」。

5月30日に昭和13年度(13年6月1日~14年5月31日)の製糸業が終了しました。翌31日に職工に慰労品を贈っています。「午前九時職工一同ヲ講堂ニ集メテ挨拶シ、慰労ノ品ヲ贈ル。生糸十俵ヲ出荷セリ」(5月31日)。

昭和13年度の高畠製糸場の収支についての亀太郎の論評はなく、不明ですが、前にも述べましたように、糸価は、13年度には騰貴を続け、14年には益々騰貴し²¹⁾収支は大変良好であったと推測されます。

6月1日から昭和14年度の製糸業が始まりました。6月上旬は特約組合への桑葉の供給、春繭の受け入れ、新繭価対策、乾繭料交渉等多忙となっています。

21) 日記にも「生糸相場統騰A格千五十円、清算各限千円台ニ昇ル」(昭和14年2月28日)とあります。

日記に「養蚕組合ヨリ桑ノ手配ヲ頼マレ配給，注文ニ奔走ス。業用ヲナシ，西山君ヲ南宇和ニ派遣ス。家串平瀬繭ノ商談纏レリ」（6月1日）、「本日モ特約養蚕組合ノ為メニ桑ノ買付，配給ニ追ハル」（6月2日）、「業用ヲナシ，午後二時ヨリ鳴屋ニ於ケル製糸業組合第三区ノ会合ニ出席シ，新繭対策ヲ協議ス」（6月3日）、「午後一時ヨリ製糸業組合ト南予乾繭組合トノ会合ニ鳴屋ニ列シタルガ，乾繭料等ノ問題ニ就テ折衝シタルモ夕方迄ニ決セズ。明日ニ繰越（ス），…買約ノ家串組合春繭本日南郡ニ入荷ス」（6月4日）、「午前十時鳴屋ヘ行キテ，乾繭組合側ト折衝ノ上，結局乾繭料，通過料ノ協定成立ス」（6月5日）、「業用ヲナシ，西山君ヲ南宇和郡及ビ幡多郡へ派遣ス。繭出来シタレドモ，本年ハ高値ヲ警戒シテ仕入量ヲ減ズル方針ナリ」（6月6日）、「地方春繭出来シ，本日畠地組合ノ繭ヲ受込み直チニ乾燥ヲ始ム。…吉田ノ乾繭組合支所ニテ立間第三組合ノ繭生參千五百貫ヲ百目壱円十二銭替ニ買約ス」（6月9日）等々とあります。桑葉が不足し，また繭の価格も上昇していることが分かります。

6月10日より高畠製糸場の繰糸が始まりました。引き続き，繰糸，特約組合からの繭の受け込み，繭の乾燥等多忙です。日記に「本日ヨリ十四年度ノ新糸操業ヲ開始ス。原料ハ南郡繭ニシテ工女満員ニ近シ。宿毛ヘ出張ノ西山君同地方ニテ白繭ヲ買フ。上畠地特約組合繭ノ受込アリ」（6月10日）、「畠地及ビ明治組合繭ノ受取ニ出張セシメ，西山君モ宿毛ヨリ帰レリ。乾燥ヲ継続ス」（6月11日）、「明治，吉野，上檜，伊吹町ノ繭ヲ受込み三千貫ニ達ス。工場モ職工満員ナリ」（6月12日）、「本日ハ明治，吉野ノ繭ヲ受込ム」（6月13日）、「本日モ明治，吉野，伊吹町ノ繭ヲ受取り工場ニ入荷ス」（6月14日）、「朝，日吉ノ繭受取ニ出張セシム」（6月17日）、「宿毛ノ繭四百貫ヲ受入ス」（6月18日），「宿毛ノ生繭ヲ受取り，又各方面ノ乾燥繭ヲ搬入ス。新生糸拾俵ヲ神戸ヘ出荷シタリ」（6月19日）、「業用ヲナシ，目黒ノ繭生目ノ千三百貫ヲ生一円四銭替ニ買約ス」（6月29日）等々あります。

この年14年の6月12日，亀太郎は，市会で第8代宇和島市長に選出されました。衆議院議員との兼務であり，多忙を極めています。なお，亀太郎は宇和

島商工会議所の会頭を務めていましたが、市長と会頭とは両立できないとして、6月23日に辞任しています。

糸価高騰に伴い、繭価も高騰し、製糸家と養蚕家の間で対立が起きます。7月6日、亀太郎は北宇和郡の繭価協定会に行き、養蚕家と製糸家の間を斡旋し、繭価協定を成立させています。「八時登庁。…午後宇和支庁ニ於ケル北宇和郡ノ繭価協定会ニ行キ、米岡支庁長ニ会ヒタル上、養蚕、製糸双方ノ委員間ヲ斡旋シテ、一昨日来ノ懸案ヲ解決シ、最高壱円拾錢、最低壱円四錢ヲ以テ協定成立ス。…更ニ老松ニ於ケル繭価格協定会ノ宴会ニモ出席シタリ」(7月6日)。

その後も繭の受け込みをしています。7月8日には土佐の黄繭400貫を、28日には東宇和郡乾繭組合の在庫の春繭2,000貫を買い入れています。7月29日には特約組合との価格交渉が始まっています。「業用ヲナシ、十時出勤。午后一時帰宅ス。好藤村深田、西仲組合ヨリ特約ノ交渉ニ來場。右ニ就キ夕方乾繭組合駐割ノ県技師、高橋君ヲ大浦ノ宅ニ訪フ」(7月29日)。

8月中旬、初秋蚕の出回り時期となりました。初秋蚕の価格も騰貴します。そこで、その価格対策を協議しています。「蚕業取締支所ニ於ケル製糸業組合ノ会合ニ出席シテ初秋繭対策等ヲ議シ…」(8月18日)。

8月下旬、初秋蚕の受け込みを続々行っています。「家平組合初秋蚕繭六百貫ノ受取ニ南郡へ出張セシム」(8月22日)、「生糸拾俵ヲ出荷シ又伊吹町ノ初秋繭ヲ受入セシム」(8月23日)、「昨今両日ニ畠地ノ初秋繭ヲ受取り、九拾弐錢替ニ値極シタリ」(8月27日)、「明治ノ初秋繭千貫ノ受込アリ」(8月30日)、「本日モ明治ノ繭ヲ受取ラシム。工場ハ旧盆休ミ明ケテ操業ヲ開始ス」(8月31日)、「吉野及ビ明治ノ初秋繭ヲ受込ム」(9月1日)等々。

昭和14年の日記は9月1日で中断しています。宇和島市長であり、衆議院議員であり、多忙を極めたためでしょう。丁度、この日はドイツ軍がポーランドに侵略し、第2次大戦が始まった日でした。